

# 積立定期預金《一般積立方式》（目標日指定型）

令和2年5月11日現在

1. 商 品 名	・ 積立定期預金《一般積立方式》（目標日指定型）
2. ご利用いただける方	・ 法人のお客さま
3. 期 間	・ 3ヵ月以上5年以内（据置期間1ヵ月を含む）
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 契約期間内で分割してお預入れできます。 ただし、満期日前1ヵ月間はお預入れできません。 ・ 100円以上 ・ 1円単位
5. 払 戻 方 法	・ 全額支払のみとなります。（一部のお支払いはできません。） ・ 満期日以後に利息とともにお支払いします。
6. 利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法  (4) 課 税	・ 預入日から満期日までの期間が ① 3年以上の場合 満期日から遡って2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額について、預入日または前回の利息計算日における自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れします。 ② 3年未満の場合 お預け入れされた金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。 ・ 総合課税が適用されます。
7. 手 数 料	・ 定めはありません。
8. 付加できる 特 約 事 項	・ 普通預金、当座預金からの自動振替によるお預入れができます。
9. 中途解約時の 取 扱 い	・ 満期日前に解約される場合は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。 ① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・上記6. の適用利率×50% ③ 1年以上3年未満・・・・・・・・上記6. の適用利率×70% ただし、上記の算式により計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772

11. その他参考となる事項

- ・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。